

第8 税制の状況

- 1 令和2年度税制改正の概要 133
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における
地方税制上の措置 137
- 3 令和2年度の県税の概要 138

1 令和2年度税制改正の概要

出典：財務省ホームページ令和2年度税制改正の解説より

	改 正 点
1 個人住民税	<p>(1) 令和3年度以後の各年度分の個人住民税について、所得割の納税義務者が、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。）である場合には、その者の前年の総所得金額等から30万円を控除することとされました。</p> <p>① その者と生計を一にする一定の子を有すること。</p> <p>② 前年の合計所得金額が500万円以下であること。</p> <p>③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。</p> <p>(2) 令和3年度以後の各年度分の個人住民税における寡婦（寡夫）控除について、以下の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 寡婦について、以下の措置を講ずること。</p> <p>イ ひとり親に該当する者は寡婦に該当しないこととする。</p> <p>ロ 寡婦の要件に、その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないことを加えること。</p> <p>ハ 扶養親族を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加えること。</p> <p>② 寡婦控除の特別加算及び寡夫控除を廃止すること。</p> <p>(3) 令和3年度以後の各年度分の個人住民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除きます。）を対象に加えることとされました。</p> <p>(4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとされました。</p> <p>(5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとされました。</p> <p>(6) 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を3年延長することとされました。</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例（重課措置）の適用停止期限を3年延長することとされました。</p> <p>(8) 個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（その長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、その長期譲渡所得の金額）を控除することとされました。</p> <p>(9) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、次に掲げる譲渡を適用対象から除外した上で、適用期限を3年延長することとされました。</p> <p>① 都市再生特別措置法による民間都市再生整備事業計画の認定を受けた一定の要件を満たす都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡</p>

改 正 点																
1 個人住民税	<p>② 都市計画区域内において行われる一団の宅地の造成（開発許可又は土地区画整理法の認可を受けて行われるものであること等の要件を満たすものに限ります。）を行う者に対する土地等の譲渡</p> <p>(10) 令和6年度以後の各年度分の個人住民税について、扶養控除の対象となる親族から、非居住者である扶養親族のうち年齢30歳以上70歳未満の者（留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなった者等を除きます。）を除外することとされました。</p> <p>(11) 特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人住民税の特例（一般NISA）について、当該非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(12) 未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に係る個人住民税の非課税措置（ジュニアNISA）について、令和6年1月1日以後は、当該個人に契約不履行等事由が生じた場合であっても、非課税措置を適用することとされました。</p>															
2 地方法人課税	<p>(1) 電気供給業に係る法人事業税について、発電・小売電気事業に係る課税方式を次のとおり見直すこととされました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">税率区分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(改正前)</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金1億円超の法人</td> <td style="text-align: center;">〈収入割〉 1.3% (1%)</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">〈収入割〉 1.05% (0.75%)</td> <td style="text-align: center;">〈付加価値割〉 0.37% 〈資本割〉 0.15%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本金1億円以下の法人等</td> <td style="text-align: center;">〈収入割〉 1.3% (1%)</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">〈収入割〉 1.05% (0.75%)</td> <td style="text-align: center;">〈所得割〉 1.85%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧書きは特別法人事業税分を除く税率。</p> <p>(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、税額控除割合を改正前の3割（法人住民税＋法人税：2割、法人事業税：1割）から6割（法人住民税＋法人税：4割、法人事業税：2割）に引き上げた上、その適用期限を令和7年3月31日まで5年延長することとされました。</p> <p>(3) 法人税において連結納税制度からグループ通算制度に移行することに伴い、法人住民税法人税割及び法人事業税所得割について、改正前の基本的な枠組みを維持しつつ、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の措置を講ずることとされました。</p> <p>(4) 電気託送供給に係る託送料金を控除する収入割の特例措置の適用期限を令和5年3月31日まで3年延長することとされました。</p> <p>(5) 使用済燃料再処理等既発電費を控除する収入割の課税標準の特例措置を廃止することとされました。</p> <p>(6) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、国内設備投資額が当期償却費総額の100分の90以上であることとの要件を、当期償却費総額の100分の95以上であることとする事とされました。</p>	税率区分	(改正前)		(改正後)		資本金1億円超の法人	〈収入割〉 1.3% (1%)	⇒	〈収入割〉 1.05% (0.75%)	〈付加価値割〉 0.37% 〈資本割〉 0.15%	資本金1億円以下の法人等	〈収入割〉 1.3% (1%)	⇒	〈収入割〉 1.05% (0.75%)	〈所得割〉 1.85%
税率区分	(改正前)		(改正後)													
資本金1億円超の法人	〈収入割〉 1.3% (1%)	⇒	〈収入割〉 1.05% (0.75%)	〈付加価値割〉 0.37% 〈資本割〉 0.15%												
資本金1億円以下の法人等	〈収入割〉 1.3% (1%)	⇒	〈収入割〉 1.05% (0.75%)	〈所得割〉 1.85%												

	改正点
3 不動産取得税	<p>(1) 税負担軽減措置の延長</p> <p>① マンション建替事業等により取得される要除却認定マンション等に係る非課税措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>② 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>③ 新築住宅特例が適用される住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>④ 高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑤ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が選定事業により取得する公共施設等の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで5年延長することとされました。</p> <p>⑥ 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑦ 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑧ 低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>⑨ 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受けた不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年延長することとされました。</p> <p>(2) 税負担軽減措置の廃止</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が選定事業により取得する国立大学の校舎の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置を廃止することとされました。</p> <p>(3) 税負担軽減措置の拡充等</p> <p>農地等に係る不動産取得税の徴収猶予制度について、対象となる農地等の範囲に、農と住の調和したまちづくりに係る地区計画区域内の農地を加えることとされました。</p>
4 地方消費税	譲渡割に係る利子税について、所要の規定の整備を行うこととされました。

	改正点
5 ゴルフ場利用税	<p>(1) 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会のゴルフ競技の公式の練習のためにゴルフを行う場合について、非課税措置を講ずることとされました。</p> <p>(2) スポーツ基本法に規定する国際競技大会のうち一定のものゴルフ競技に参加する選手が当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合について、当分の間、非課税措置を講ずることとされました。</p>
6 地方のたばこ税	<p>(1) 葉巻たばこの課税方式について、以下の措置を講ずることとされました。</p> <p>① 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算すること。</p> <p>② 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算すること。</p> <p>(2) 輸出等に係る課税免除の要件について、卸売販売業者等において課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とする等、手続きの簡素化を図ることとされました。</p>
7 納税環境整備	<p>(1) 決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた申告書の提出に係る不申告加算金についてする決定は、当該申告書の提出があった日から3月を経過する日まで、することができることとするとともに、この決定により納付すべき不申告加算金の消滅時効の起算日を、当該決定があった日の翌日とすることとされました。</p> <p>(2) 国税徴収法の規定の例により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者に対する罰則規定を設けることとされました。</p> <p>(3) 延滞金及び還付加算金の割合について、市中金利の実勢を踏まえ、引下げを行うこととされました。</p>

2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税制上の措置 (地方税法等の一部を改正する法律等)

	改 正 点
1 徴収猶予の特例	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、申請に基づき、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けることとされました。
2 車 体 課 税	自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることとされました。
3 個人住民税	(1) 政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除の対象とすることとされました。 (2) 住宅ローン控除の特例について、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件を弾力化することとされました。
4 不動産取得税	耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の不動産取得税の特例措置を受けられるよう、適用要件を弾力化することとされました。

3 令和2年度の県税の概要

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期	
個人の県民税	均等割	県内に住所を有する個人及び県内に事務所、家屋敷等を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	1人あたり	年額……………2,000円 うち、水と緑の森づくり税分 500円	給与所得者（特別徴収）は毎月（給与から差し引かれる）65才以上の年金受給者（特別徴収）は偶数月の年6回（年金から差し引かれる）その他の人（普通徴収）は6月・8月・10月・1月（市町村民税と同時に納める）
	所得割	県内に住所を有する個人で一定額以上の所得がある者	前年の所得金額から基礎控除・扶養親族などの所得控除後の金額	4%	
法人の県民税	均等割	県内に事務所・事業所を有する法人	資本金等の額が1千万円以下の法人均等割のみを課される公共法人及び公益法人等	年額……………21,000円 うち、水と緑の森づくり税分 1,000円	事業年度終了の日から2か月以内
			資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	年額……………52,500円 うち、水と緑の森づくり税分 2,500円	
			資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額……………136,500円 うち、水と緑の森づくり税分 6,500円	
			資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額……………567,000円 うち、水と緑の森づくり税分 27,000円	
	資本金等の額が50億円を超える法人	年額……………840,000円 うち、水と緑の森づくり税分 40,000円			
水と緑の森づくり税					
法人税割	県内に事務所・事業所を有する法人（R1年10月1日以後開始する事業年度）	法人税額（国税）	1.8% （資本金又は出資金が1億円以下で法人税額が1,000万円以下の中小法人は1.0%）		
県民税利子割	県内に所在する金融機関等を通して利子等の支払いを受ける者	支払いを受けるべき利子等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税配当割	県内に住所を有し株式会社等から配当等の支払いを受ける者	支払いを受ける配当等の額	5%	翌月の10日（毎月）	
県民税株式等譲渡所得割	県内に住所を有し証券会社から株式等の譲渡益の支払いを受ける者	支払いを受ける株式等譲渡益の額	5%	翌年の1月10日	
個人の事業税	次の事業を行っている個人 第1種事業（物品販売業・不動産貸付業・製造業・駐車場業・飲食店業など） 第2種事業（畜産業・水産業など） 第3種事業（医業・薬剤師業・弁護士業・税理士業・コンサルタント業・デザイン業・理容業・美容業・クリーニング業など）	前年の事業所得金額から事業主控除後の金額	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% （ただし、あんま・はり・きゅうなどは3%）	第1期 8月31日 第2期 11月30日 （ただし、税額10,000円以下の場合は第1期に全額納付）	
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人（令和元年10月1日以降開始する事業年度）	電気供給業・ガス供給業・保険業・貿易保険業を行う法人は収入金額	1.0%	法人の県民税と同じ	
		電気供給業（小売・発電事業）を行う法人は収入金額、所得金額、付加価値額及び資本金等の額（令和2年4月1日以後開始する事業年度）	資本金の額が1億円を超える法人 （収入割）……………0.75% （付加価値割）……………0.37% （資本割）……………0.15% 上記以外の法人 （収入割）……………0.75% （所得割）……………1.85%		
		外形対象法人は所得金額、付加価値額及び資本金等の額	（所得割） 400万円以下の額 ……0.4% 400万円を超え800万円以下の額 ……0.7% 800万円を超える額…1.0% 3以上の都道府県で営み資本金又は出資金が1,000万円以上の法人 ……1.0% （付加価値割）……………1.2% （資本割）……………0.5%		

税 目	納 税 義 務 者	課 税 標 準 額 等	税 率	納 期
※1法人の事業税	県内で事務所・事業所を設けて事業を営んでいる法人 (令和元年10月1日以降開始する事業年度)	普通法人は額 所得金額 特別法人は額 所得金額	400万円以下の額 … 3.5% 400万円を超え800万円以下の額 … 5.3% 800万円を超える額… 7.0% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 …… 7.0% 400万円以下の額…3.5% 400万円を超える額…4.9% 3以上の都道府県で営み 資本金又は出資金が1,000 万円以上の法人 ……4.9%	法人の県民税と同じ
地方消費税	譲渡割 課税資産の譲渡等を行う者 貨物割 課税貨物を保税地域から引取る者	消費税額 (国税)	78分の22	国の消費税と同じ
不動産取得税	県内にある土地・家屋の取得者	不動産の価格	3% (ただし、住宅以外の家屋の取得は4%)	納税通知書に定められた日
県たばこ税	卸売販売業者等	売渡本数	1,000本につき 930円 (令和元年9月30日までは、 旧3級品は1,000本につき 656円)	翌月の末日 (毎月)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用	1人1日につき 400円～500円	翌月の15日 (毎月)
自動車税 環境性能割	自動車の取得者	自動車の価格	営業用0～2% 自家用0～3%	自動車の登録をするとき
※2自動車税 種別割	自動車の所有者	乗用車 営業用 自家用 貨客兼用車 バス 営業用 一般乗合用 その他 自家用 トラック 営業用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの 自家用 積載量8トン以下 積載量8トンを超えるもの	7,500円～40,700円 25,000円～110,000円 トラックの税額に総排気量に応じて営業用は3,700円～6,300円を、自家用は5,200円～8,000円を加算した額 12,000円～29,000円 26,500円～64,000円 33,000円～83,000円 6,500円～29,500円 8トンを超える1トンまでごとに29,500円に4,700円を加算 8,000円～40,500円 8トンを超える1トンまでごとに40,500円に6,300円を加算	5月31日
鉱区税	県内に鉱業権をもっている者	鉱区の面積	100アールごとに 200円又は400円	5月31日
※3狩猟税	狩猟者の登録を受ける者	第一種銃猟免許で下記の者以外のもの 第一種銃猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者 網猟免許又はわな猟免許で下記の者以外のもの 網猟免許又はわな猟免許で県民税所得割の納付を要しない農林水産業者を除く扶養親族等以外の者 第二種銃猟免許	16,500円 11,000円 8,200円 5,500円 5,500円	狩猟者の登録を受ける日

140 税制の状況

税目	納税義務者	課税標準額等	税率	納期
軽油引取税	特約業者から軽油を引き取る者	引取数量	1 キロリットルにつき 32,100 円	翌月の末日 (毎月)
核燃料税	発電用原子炉の設置者	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 発電用原子炉の熱出力	8.5% 1 課税期間 (3 ヶ月) につき、 千 kw あたり 41,100 円※4	核燃料挿入日から 2 月後の月の末日 各課税期間の末日の翌日から 2 月以内
産業廃棄物減量税	産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量	1 トン当たり 1,000 円	4・7・10・1 月末日

- ※1 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度について、法人の事業税の所得割又は収入割の額に応じて、特別法人事業税（国税）が課されます。
- ※2 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、排出ガス要件を満たしている天然ガス自動車、及び低燃費基準を達成しかつ排出ガス要件を満たしている自動車については、新規登録翌年度 1 年間の自動車税額が約 75%又は約 50%軽減、新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車及び LPG 車または 11 年を経過したディーゼル車については、一部を除き、本来の税額に約 15%加算（バス及びトラック等については、約 10%加算）
- ※3 令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り次の措置を講じる。
 ①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録・・・非課税
 ②認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録・・・非課税
 ③有害鳥獣捕獲許可従事者※が受ける登録・・・2 分の 1 軽減
 ※狩猟者登録を申請した日前 1 年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者
- ※4 廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉については 63,000 円